

神奈川県監査委員公表第 34 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 25 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	真	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

第 1 監査の種類

財務監査（随時監査）及び行政監査

第 2 監査の対象

1 財務監査（随時監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1 に定める監査の対象を除く。）

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関 3 か所

第 5 監査実施日

令和 4 年 7 月 28 日から同年 9 月 1 日まで

第6 監査の実施内容

1 臨時財務監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった本庁機関1か所及び令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関1か所において、それぞれ令和元年度の事務事業及び令和2年度の事務事業を対象として、次の各事項について臨時に監査した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

また、令和3年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して有料駐車場の敷地として神奈川県道路公社に貸し付けている県有地の貸付状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所において、当該貸付状況を臨時に監査した。

2 臨時行政監査

上記の3か所のうち、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった1か所及び令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった1か所において、1の監査と併せて、次の各事項についても臨時に監査した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

監査の結果、臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した本庁機関2か所において不適切事項が3件、臨時財務監査を実施した本庁機関1か所において要改善事項が1件認められた。

1 不適切事項が認められた箇所（2か所）

(1) 令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった箇所

産業労働局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
中小企業部中小企業支援課	令和4年7月28日（令和4年2月18日職員調査）	<p>1 予算の執行において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入1件、3,060円について、(款)諸収入(項)立替収入(目)商工立替収入とすべきところ、当該財産の使用料と併せて全額を(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)商工使用料で収入していた。</p> <p>2 財産管理事務において、普通財産の貸付契約の手続を行わないまま郵便ポストが設置されているものがあった。これにより、令和元年度の郵便ポスト設置に係る使用料1件、10,920円が徴収不足であった。</p>

(2) 令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった箇所

健康医療局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
医療危機対策本部室	令和4年8月9日（令和3年11月16日職員調査）	物品管理事務において、購入により取得した事務用引出しワゴン等36点（価格計1,623,600円）について、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。

2 要改善事項が認められた箇所（1か所）

(1) 監査実施箇所

県土整備局事業管理部用地課

(2) 監査実施日

令和4年9月1日（令和3年11月15日職員調査）

(3) 要改善事項

有料駐車場の敷地として神奈川県道路公社に貸し付けている県有地に係る貸付料の取扱いに関する件

横須賀土木事務所及び藤沢土木事務所（以下「両事務所」という。）において、有料駐車場の敷地として神奈川県道路公社（以下「公社」という。）に貸し付けて

いる県有地について、公社が当該有料駐車場の運営により相当額の利益を得ているにもかかわらず、県土整備局事業管理部用地課（以下「用地課」という。）の指示により、長年にわたり貸付料を5割減額して貸し付けていた。

両事務所は、公社に有料駐車場の敷地として9件、22,922.65 m²の県有地を貸し付けている。そして、貸付けに当たっては、用地課の指示により貸付料を5割減額して貸し付けており、令和2年度における貸付料は17,730千余円であった。

上記のように貸付料を減額していることについて、用地課は、昭和50年頃、当時は無料開放されていた県管理の駐車場において、車両の放置やゴミの不法投棄などの問題が生じたため、公社に駐車場の管理を委託するとともに、順次、駐車場を有料化することにより、駐車場の管理の徹底と適正な利用に向けた人員や経費の確保を図ることとし、その後、昭和57年からは、公社への駐車場の管理委託から県有地の有償貸付けに変更することなどとしたが、貸付けに当たっては、県が単独で駐車場を運営するよりも効率的な運用が期待できるとして、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準第3条に定める「貸付料の無償及び減額基準」に基づき、「県が補助又は出資をしている団体が県の事務又は事業を補佐する目的で使用するとき」に該当するとしたことなどによることとしており、以後、40年にわたりこの減額措置が継続されている。

しかしながら、近年、機械化による効率的な運営など有料駐車場の運営を巡る状況も大きく変化していることなどから、公社に対する貸付料の5割減額措置の妥当性について検証したところ、前記の県有地を敷地とする公社の有料駐車場について、平成28年度から令和2年度までの5年間における収支状況は、表のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として駐車場を閉鎖していた期間があった令和2年度を除き、各年度とも収益と費用の差額（以下「差引損益」という。）が貸付料の減額相当額を相当程度上回っている状況にあり、また、5年間の差引損益の累計は129,509千余円となっており、この間の貸付料の減額相当額の総額98,173千余円を上回るものとなっていた。

(表) 県有地を敷地とする公社の有料駐車場の収支状況

	収益(A)	費用(B)	差引損益 (A-B)	うち貸付料
平成28年度	141,781,934円	106,347,175円	35,434,759円	19,832,008円
平成29年度	148,879,959円	111,042,209円	37,837,750円	20,514,009円
平成30年度	152,312,590円	124,884,782円	27,427,808円	20,505,619円
令和元年度	134,387,377円	108,910,420円	25,476,957円	19,592,256円
令和2年度	105,481,156円	102,149,266円	3,331,890円	17,730,041円
計	682,843,016円	553,333,852円	129,509,164円	98,173,933円
(5年間の平均)	(136,568,603円)	(110,666,770円)	(25,901,832円)	(19,634,786円)

(注) 1 公社の有料駐車場のうち、長者ヶ崎駐車場は他団体の管理に係る損益が含まれ、第1・第2・第3下浦海岸駐車場は貸付契約に係る損益と占用許可に係る損益の区分ができないため、当該貸付契約以外の損益が含まれているものがある。

2 貸付料の減額相当額は、減額率が5割であるため貸付料と同額である。

一方、横須賀土木事務所及び横浜川崎治水事務所は、公社に対して有料駐車場の敷地として5件、14,050.80 m²の道路等の占用許可を行っているが、これらについては占用料の減免措置は行われていない。

以上のとおり、前記の県有地を敷地とする公社の有料駐車場について、平成28年度から令和2年度までの5年間における各年度の収益や差引損益の累積額等の状況をみると、貸付料の5割減額措置を行わないこととしても、公社において当該有料駐車場の運営を行うことは可能であると見込まれることに加え、有料駐車場の敷地としての公社に対する道路等の占用許可に当たっては、占用料の減免措置が行われていないこととの公平性の観点からすれば、貸付料の5割減額措置を見直すことなく長年にわたり継続してきたことは適切とは認められない。

したがって、用地課において、有料駐車場の敷地として公社に貸し付けている前記の県有地について、財産管理事務の合理性や公平性等の確保に加え、更なる収入確保を図るため、貸付料の5割減額措置に係る指示を見直すよう改善する必要がある。